

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	大分県		
高校入試 担当部署名	大分県教育庁高校教育課高校改革推進班		
TEL	097-506-5617	FAX	097-506-1796
URL	https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/list21490-25125.html		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	足立恵理 (所属: 多文化教育・福祉プロジェクト(大分人権教育ワークショップ研究会))
--------	---

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A. 外国人生徒		B. 中国帰国生徒等		C. 外国人生徒		D. 中国帰国生徒等	
A2. 措置	A3. 枠	B2. 措置	B3. 枠	C2. 措置	C3. 枠	D2. 措置	D3. 枠
○	○	○	○	○	×	○	×
	②定員外		②定員外				

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ

1. 外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・各市の子ども日本語教室 ・進路ガイダンス(例年は9月、今年は11月に開催)及び多文化中高生交流会にて相談できます。進路ガイダンスin大分実行委員会(足立090-5085-9860) https://esdwsaita.exblog.jp/
2. 多言語による関連情報	進路ガイダンスにて高校入試や進学費用等の情報を掲載した資料を配布(日本語・中国語・英語・タガログ語・韓国語)
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・進路ガイダンスの日以外でも相談できますので、ご連絡ください。学校や日本語教室でも、どんどん相談してください。 ・日本語での相談が難しいときは、大分県外国人総合相談センターで通訳サービスを受けられます。 http://www.oitaplaza.jp/japanese/

I 全日制高校について		
	A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無	有	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無	○	○
2-1が有(○印)の場合その名称	帰国・外国人生徒に係る入学者選抜の特例措置	帰国・外国人生徒に係る入学者選抜の特例措置
2-2.滞日年数制限	なし	なし
2-3.措置の内容	協議による (例) ルビふり・検査時間延長・別室受験	協議による (例) ルビふり・検査時間延長・別室受験
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは 中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無	○	○
3-1が有(○印)の場合その名称	帰国・外国人生徒特別入学者選抜	帰国・外国人生徒特別入学者選抜
3-2.滞日年数制限	6年未満	6年未満
3-3.入学枠のある学校数/全学校数	1校	1校
3-4.学校名	別府翔青高等学校	別府翔青高等学校
3-5.定員	①定員内(枠内)	
	②定員外(枠外)	若干名
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその 数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)	×	×
3-7.試験内容	英語による面接及び小論文	英語による面接及び小論文
備考	公表していない	公表していない

II 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		帰国・外国人生徒に係る入学者選抜の特例措置	帰国・外国人生徒に係る入学者選抜の特例措置
2-2.滞日年数制限		なし	なし
2-3.措置の内容		協議による (例) ルビふり・検査時間延長・別室受験	協議による (例) ルビふり・検査時間延長・別室受験
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは 中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		×	×
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその 数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		×	×
3-7.試験内容			
備考		公表していない	公表していない

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	有
2.有の場合、その施策の内容	帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業(高校は1校のみ) ①日本語指導コーディネーターの配置 ②多言語翻訳アプリを活用
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	公表していない
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	無

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	×	①中学校卒業程度認定試験合格により受験可。 ②または、高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者も可。
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	×	①中学校卒業程度認定試験合格により受験可。 ②または、高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者も可。
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か	×	
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受検)希望があったか	×	